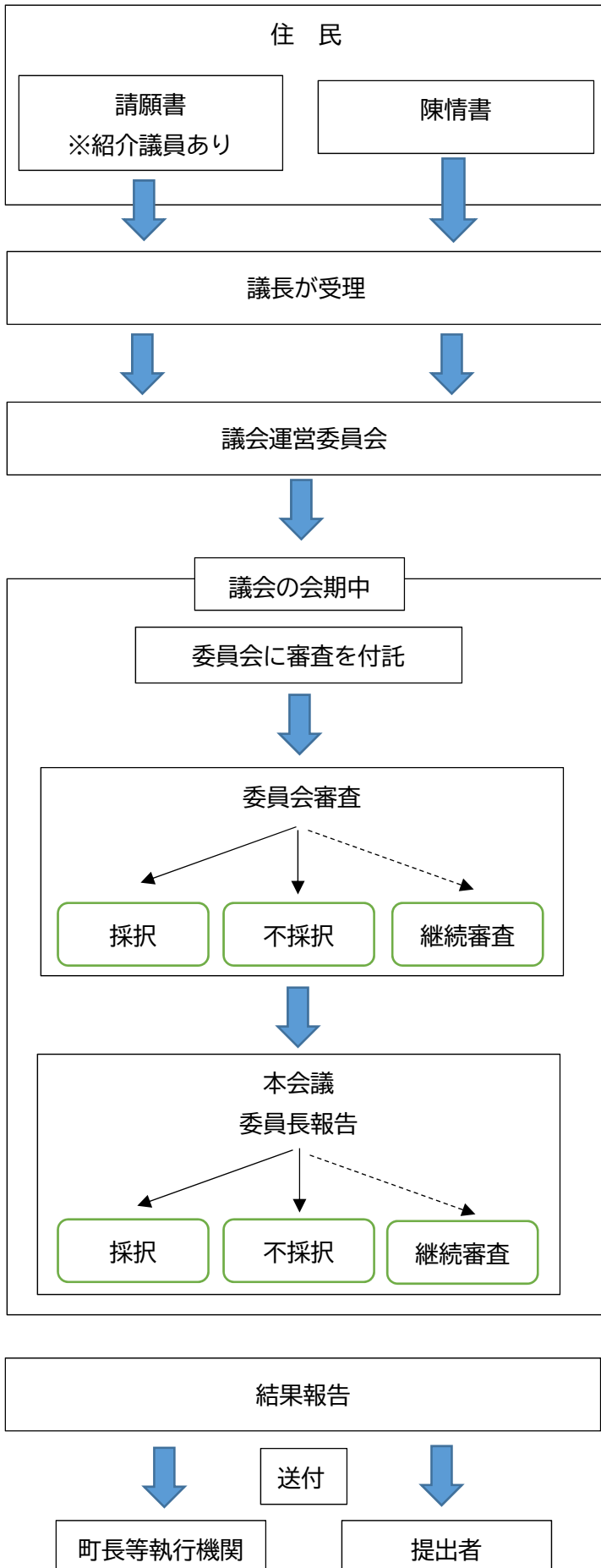


< 請願・陳情審査の一般的な流れ >



① 請願・陳情書を提出します。

※請願には、紹介議員の署名が必要です。

② 議会事務局で内容を確認し、議長が受理します。

※受付は常時行っていますが、定例会開会の概ね10日前までに受理された請願については、その定例会で議題とします。

③ 本会議で委員会に審査を付託します。

④ 委員会で慎重に審査し、採択・不採択などの審査結果を決定します。

※継続審査…議会の会期中に結果が得られず、もう一度審査を要する場合のこと。

⑤ 本会議において、委員会の審査結果を報告し、請願・陳情の取扱いを議決します。

※継続審査の場合は、当該会期終了後、再度閉会中の委員会で審査します。

⑥ 定例会の会期終了後、請願・陳情者へ結果を通知します。なお、採択の場合は、町長等の執行機関へ送付し、実現を要請します。